



平成 27 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 日本ファイルコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 名倉 宏之
(東証一部・コード番号 5 9 4 2)
問合せ先 取締役 管理・経営企画管掌
兼管理本部長兼経営企画室長
齋藤 芳治
(TEL 0 4 2 - 3 7 7 - 5 7 1 1)

役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬額改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。また、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給をすることおよび役員報酬額改定を平成 27 年 2 月 24 日開催予定の第 115 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

(1) 役員退職慰労金制度の廃止について

報酬の後払的要素が強い役員退職慰労金を廃止し、在任中の処遇に重きをおいた報酬制度とするものであります。

(2) 制度の廃止日

平成 27 年 2 月 24 日開催予定の第 115 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 制度廃止に伴う打切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第 115 回定時株主総会終結時に在任する取締役 5 名および監査役 1 名（うち社外監査役 1 名）に対し、当社における一定の基準に従い、退職慰労金の打切り支給を行うこと、ならびに同総会終結の時をもって退任する監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を同総会に付議いたします。

なお、打切り支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任時とするものであります。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は、平成2年2月27日開催の第90回定時株主総会において、月額16百万円以内とご承認いただき現在に至っております。この間、経済情勢が大きく変動したことや、今般の退職慰労金制度廃止等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を現行の月額から年額に変更し、報酬額を改めさせていただきたいと存じます。報酬支給額につきましては、賞与を含めた報酬として、年額285百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と変更する議案を第115回定時株主総会に付議いたします。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

3. 監査役の報酬額改定について

当社の監査役の報酬額は、昭和63年2月26日開催の第88回定時株主総会において、月額4百万円以内とご承認いただき現在に至っております。この間、経済情勢が大きく変動したことや、今般の退職慰労金制度廃止等諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を現行の月額から年額に変更し、報酬額を改めさせていただきたいと存じます。報酬支給額につきましては、年額48百万円以内（うち社外監査役は年額20百万円以内）と変更する議案を第115回定時株主総会に付議いたします。

以上